

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案に関するパブリックコメントについて

目的

I M O（国際海事機関）は、平成17年7月に、M E P C 5 3（海洋環境保護委員会第53回会合）において、船舶からの硫黄酸化物排出規制海域として新たに北海海域を追加することを内容としたマルポール条約附属書VI（以下「附属書VI」という。）の改正を採択した。当該改正は、本年5月21日までに一定国数以上の異議通告がなかったことから、本年11月22日に自動的に発効し、我が国に対しても効力を有することとなる。従って、上記改正内容を担保する必要があることから、今般、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令を改正する予定である。

概要

1 北海海域における船舶からの硫黄酸化物の放出に係る規制を強化し、同海域を船舶が航行する場合には、次のいずれかに従うこととする。

- (1) 硫黄分濃度が質量百分率1.5%以下であること及び無機酸を含まないことを条件とする燃料油を使用する。（第11条の6関係）
- (2) 硫黄分濃度が質量百分率1.5%を超え、4.5%以下であること及び無機酸を含まないことを条件とする燃料油を使用する場合には、硫黄酸化物放出低減装置を設置し、使用する。（第11条の7関係）

2 施行期日

本政令は、附属書VIの改正が発効する本年11月22日に施行予定である。